

中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例
の一部を改正する条例について

1 改正理由

中野区受動喫煙防止対策条例の施行に伴い、歩行喫煙の防止及び路上喫煙禁止地区に係る規定を削除する必要があるため。

2 主な改正内容

(1) 歩行喫煙関係

条例名及び条文から、歩行喫煙に関する内容及び文言等を削除する。

(2) 路上喫煙関係

路上喫煙及び路上喫煙禁止地区に関する内容及び文言等を削除する。

3 施行時期

令和8年10月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
中野区吸い殻、空き缶等の散乱の防止等に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、吸い殻、空き缶等の散乱の防止等について必要な事項を定めることにより、まちの美化の推進を図り、もって区民の良好な生活環境を確保することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略)	中野区吸い殻、空き缶等の散乱<u>及び歩行喫煙</u>の防止等に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、吸い殻、空き缶等の散乱<u>及び歩行喫煙</u>の防止等について必要な事項を定めることにより、まちの美化の推進並びに<u>区民等の身体及び財産の安全</u>を図り、もって区民の良好な生活環境を確保することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) (4) <u>道路 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路、中野区区有通路条例（昭和51年中野区条例第26号）第2条に規定する区有通路、同条例第17条に規定する認定外道路その他の一般交通の用に供する道並びに中野区公共溝渠管理条例（昭和51年中野区条例第27号）第2条に規定する公共溝渠及び東京都知事又は区長が設置した河川（河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川をいう。）の管理のための通路をいう。</u> (5) <u>公共の場所 道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所（屋外に限る。）をいう。</u> (6) <u>自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車、同項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の3に規定する移動用小型車及び同項第11号の4に規定する身体障害者用の車をいう。</u> (7) <u>歩行喫煙 歩行しているとき、又は自転車等に乗車し、かつ、移動しているときに、喫煙（点火されたたばこを保持することを含む。以下同じ。）をすることをいう。</u> (8) <u>路上喫煙 道路上で喫煙をすることをいう。</u>

第3条 （略）

（区の責務）

第4条 区は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1)・(2) （略）

(3) 前2号に掲げるもののほか、吸い殻、空き缶等の散乱の防止等の推進に関すること。

（区民等の責務）

第5条 （略）

（事業者の責務）

第6条 事業者は、吸い殻、空き缶等の散乱を防止するため、従業員に対する啓発を行うよう努めなければならない。

2 吸い殻、空き缶等の散乱の原因となるおそれのある物の製造、販売等を行う事業者は、吸い殻、空き缶等の散乱を防止するため、消費者に対する啓発を行うよう努めなければならない。

3 飲料、食料、たばこ等の自動販売機を設置し、又は管理する事業者その他吸い殻、空き缶等の散乱の原因となるおそれのある物の販売を行う事業者は、吸い殻入れ、回収容器等を設置する等吸い殻、空き缶等の散乱の防止に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第7条 （略）

第3条 （略）

（区の責務）

第4条 区は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1)・(2) （略）

(3) 前2号に掲げるもののほか、吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等の推進に関すること。

（区民等の責務）

第5条 （略）

2 区民等は、他人の身体及び財産の安全のため、公共の場所においては歩行喫煙をしないよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙を防止するため、従業員に対する啓発を行うよう努めなければならない。

2 吸い殻、空き缶等の散乱又は歩行喫煙の原因となるおそれのある物の製造、販売等を行う事業者は、吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙を防止するため、消費者に対する啓発を行うよう努めなければならない。

3 飲料、食料、たばこ等の自動販売機を設置し、又は管理する事業者その他吸い殻、空き缶等の散乱又は歩行喫煙の原因となるおそれのある物の販売を行う事業者は、吸い殻入れ、回収容器等を設置する等吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第7条 （略）

（路上喫煙禁止地区）

第8条 区長は、区民等の身体及び財産の安全の確保並びにたばこの吸い殻の散乱の防止のため特に必要があると認めるときは、一定の区域を路上喫煙禁止地区として指定することができる。

2 区民等は、前項の路上喫煙禁止地区内で路上喫煙をしてはならない。

3 区長は、第1項の規定により路上喫煙禁止地区を指定したときは、規則で定める事項を告示する。

(指導) <u>第8条</u> 区長は、第3条の規定に違反した者に対し、必要な指導をすることができる。 (委任) <u>第9条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、<u>区長が定める</u>。 附 則 (略) <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。</u> <u>(中野区吸い殻、空き缶等の散乱防止に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)</u> <u>2 中野区吸い殻、空き缶等の散乱防止に関する条例の一部を改正する条例（平成17年中野区条例第11号）の一部を次のように改正する。</u> <u>第2条を次のように改める。</u> <u>第2条 削除</u> <u>附則中「中第1条の規定は」を「は、」に改め、</u> <u>「、第2条の規定は規則で定める日から」を削る。</u>	<u>4 前項の規定は、路上喫煙禁止地区の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。</u> (指導) <u>第9条</u> 区長は、第3条又は前条第2項の規定に違反した者に対し、必要な指導をすることができる。 (委任) <u>第10条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則で定める</u>。 附 則 (略)
---	---

【附則第2項関係】

中野区吸い殻、空き缶等の散乱防止に関する条例の一部を改正する条例（平成17年中野区条例第11号）
 新旧対照表

改正案	現行
第1条 (略) 第2条 削除	第1条 (略) 第2条 <u>中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例の一部を次のように改正する。</u> <u>第9条の見出しを「（指導及び命令）」に改め、同条に次の1項を加える。</u> <u>2 区長は、前条第2項の規定に違反した者に対し、必要な措置をとることを命ずることができる。</u> <u>第10条の次に次の1条を加える。</u>

附 則 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。	<u>(過料)</u> <u>第 11 条 第 9 条第 2 項の規定による命令に違反した者は、10,000 円以下の過料に処する。</u> 附 則 この条例中第 1 条の規定は平成 17 年 4 月 1 日から、<u>第 2 条の規定は規則で定める日から施行する。</u>
--	---